

お客様各位

一般財団法人 札幌市環境事業公社
理事長 守屋 出



札幌市の一般廃棄物処理手数料の改定に伴う

収集運搬料金の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から当公社の廃棄物の収集運搬事業に、特段のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年第1回定例市議会において、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」の一般廃棄物処理手数料が改定されることになり、平成25年1月1日をもって、下表の通りとなる旨、札幌市から別添文書により通知されました。

これを受けて、当公社といたしましては、収集運搬料金を平成24年度内（平成25年3月末まで）は改定を行わず現行料金を据え置きたいと考えております。

他方、これらの手数料は収集運搬料金の45%超を占めていることから、平成25年4月には料金改定が不可避であると判断いたしております。

料金改定幅については、慎重に検討を重ねた上で、改めてご案内申し上げますので、予めご理解をいただけますようお願い申し上げます。

なお、今次の条例改正に関するお問合せは、札幌市環境局へお願いいたします。

敬 具

記

1. 札幌市ごみ処理施設における一般廃棄物処理手数料の改定（再掲）

手数料の区分		改定後 (平成25年1月1日～)	現 行
清掃手数料	本市が事業系一般廃棄物を収集、運搬し、処分するとき	20リットルにつき130円 又は 1キログラムにつき30円	20リットルにつき120円 又は 1キログラムにつき28円
焼却手数料	(1)清掃工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき	10キログラムにつき 200円	10キログラムにつき 170円
	(2)ごみ資源化工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき	10キログラムにつき 130円	10キログラムにつき 110円
埋立手数料	埋立処理場に搬入された一般廃棄物を処分するとき	10キログラムにつき 200円	10キログラムにつき 170円

《お問合せ先》

○収集運搬料金に関すること

(一財)札幌市環境事業公社 業務部 011-219-5353



札幌総第317号

平成24(2012)年5月23日

一般財団法人 札幌市環境事業公社

理事長 守屋 出 様

札幌市環境局長 長岡 豊



ごみ処理手数料の改定について (お知らせ)

平素は本市のごみ減量・リサイクルの推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、先の平成24年第1回定例会市議会において「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例(平成24年条例第22号)」が可決され、平成25年1月1日から、ごみ処理手数料を下記のとおり改定いたします。

今回の改定は、受益者負担の適正化(原価主義)の観点から平成20年に行った改定と同様、現在の処理原価を計算のうえ、相応の見直しを行ったものであります。

つきましては、今回の改定にご理解をいただき、今後とも、本市のごみ減量・リサイクルの推進にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、各事業者様より、本条例に関するお問い合わせ等がありました際には、下記問い合わせ先をご案内いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 本市ごみ処理施設における一般廃棄物処理手数料の改定

手数料の区分		改定後 (平成25年1月1日~)	現 行
清掃手数料	本市が事業系一般廃棄物を収集、運搬し、処分するとき	20リットルにつき130円 又は 1キログラムにつき30円	20リットルにつき120円 又は 1キログラムにつき28円
焼却手数料	(1) 清掃工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき	10キログラムにつき 200円	10キログラムにつき 170円
	(2) ごみ資源化工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき	10キログラムにつき 130円	10キログラムにつき 110円
埋立手数料	埋立処理場に搬入された一般廃棄物を処分するとき	10キログラムにつき 200円	10キログラムにつき 170円

2 本市ごみ処理施設における産業廃棄物処分手数料の改定

(1) 清掃工場及びごみ資源化工場について

手数料の区分	改定後 (平成 25 年 1 月 1 日～)	現 行
市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する清掃工場で処分するとき	10 キログラムにつき 200 円に 1 円 30 銭を加えた額	10 キログラムにつき 170 円に 1 円 30 銭を加えた額
市長が定めた産業廃棄物をごみ資源化工場で処分するとき	10 キログラムにつき 130 円に 20 銭を加えた額	10 キログラムにつき 110 円に 20 銭を加えた額

(2) 埋立地について

手数料の区分	改定後 (平成 25 年 1 月 1 日～)	現 行
市長が定めた産業廃棄物(廃石綿等を除く。)を市長の指定する埋立処理場で処分するとき	10 キログラムにつき 200 円	10 キログラムにつき 170 円
市長が定めた産業廃棄物のうち廃石綿等を市長の指定する埋立処理場で処分するとき	10 キログラムにつき 360 円	10 キログラムにつき 300 円

【問い合わせ先】 札幌市環境局環境事業部 総務課 211-2906
事業廃棄物課 211-2927